

関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

## 住宅の外皮計算に係る評価方法の変更について

平素より住宅・建築行政の推進にご協力いただき、誠に有難うございます。

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ（1）の外皮基準へ適合させる際に行う外皮計算について、基礎の線熱貫流率及び鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率の算出方法を新たに更新し、（国研）建築研究所が公開する建築物のエネルギー消費性能に関する技術情報（以下「技術情報」という。）の次期更新版へ掲載いたしました。

関係団体各位におかれましては、本評価方法が公開された旨を貴団体関係者へ周知いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅・建築主務課、各指定都市住宅・建築主務課、所管行政庁、国土交通大臣登録及び地方整備局長登録の各登録建築物エネルギー消費性能判定機関及び各登録住宅性能評価機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

### ○基礎の線熱貫流率について

現行版の技術情報第三章第三節「熱貫流率および線熱貫流率」において、別紙1の評価方法（現行評価方法）が公開されているほか、別紙2の従前の評価方法（旧評価方法）についても当面の間使用できるものとしているところです。この度、より実用的なものとするため、現行評価方法から評価可能な基礎断熱の仕様を拡充し、新評価方法（別紙3）として公開いたしました。それに伴い、旧評価方法は以下のスケジュールで廃止いたします。

- ・旧評価方法の廃止：令和8年10月31日

### ○鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率について

現行版の技術情報第三章第三節「熱貫流率および線熱貫流率」において、別紙4の評価方法（現行評価方法）が公開されているほか、別紙5の従前の評価方法（旧評価方法）についても当面の間使用できるものとしているところです。この度、より使いやすい体系とするため、現行評価方法の合理化を図り、構造熱橋部の組合せ等を拡充し、新評価方法（別紙6）として公開いたしました。それに伴い、旧評価方法は以下のスケジュールで廃止いたします。

- ・旧評価方法の廃止：令和6年12月31日

なお、旧評価方法に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、長期優良住宅建築等計画等の認定における長期使用構造等の確認、住宅性能評価又は低炭素建築物新築等計画の認定等を旧評価方法の廃止日よりも前に申請するものについて、設計変更等が生じる場合は、旧評価方法の廃止後であっても、引き続き旧評価方法を使用できるものとします。また、旧評価方法に基づき認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更、長期優良住宅建築等計画等の変更又は低炭素建築物新築等計画の変更等をする場合についても、同様の取扱いとします。

◆ 別紙一覧

別紙1：現行評価方法（基礎の線熱貫流率）

別紙2：旧評価方法（基礎の線熱貫流率）

別紙3：新評価方法（基礎の線熱貫流率）

別紙4：現行評価方法（鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率）

別紙5：旧評価方法（鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率）

別紙6：新評価方法（鉄筋コンクリート造の構造熱橋部の線熱貫流率）

別紙7：外皮計算に係る評価方法の変更の概要

◆ 本件に関する問合せ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

電 話：03-5253-8111（内線39474、39459）

担 当：課長補佐 井波、係長 尾内

以上